

平成28年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月12日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成28年9月12日 午前8時57分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 認定第1号 平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成27年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成27年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成27年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成27年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成27年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成27年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成27年度可児市水道事業会計決算認定について
- 議案第47号 平成28年度可児市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第48号 平成28年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第49号 平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

5. 出席委員 (20名)

- | | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 可児慶志 | 副委員長 | 高木将延 |
| 委員 | 林則夫 | 委員 | 亀谷光 |
| 委員 | 富田牧子 | 委員 | 伊藤健二 |
| 委員 | 中村悟 | 委員 | 山根一男 |
| 委員 | 川合敏己 | 委員 | 野呂和久 |

委員 川上 文浩
委員 天羽 良明
委員 板津 博之
委員 出口 忠雄
委員 田原 理香

委員 酒井 正司
委員 勝野 正規
委員 伊藤 壽
委員 渡辺 仁美
委員 大平 伸二

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 澤野 伸

議員 山田 喜弘

8. 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 三好 英隆
健康福祉部長 西田 清美
教育委員会事務局長 長瀬 治義
土木課長 伊藤 利高
建築指導課長 守口 忠志
用地課長 田中正規
水道課長 古山 秀晃
教育総務課長 細野 雅央
文化財課長 川合 俊
福祉課長 大澤 勇雄
こども課長 高井 美樹
健康増進課長 井藤 裕司

水道部長 丹羽 克爾
健康福祉部参事 井上 さよ子
都市計画課長 田上 元一
都市整備課長 佐合 清吾
施設住宅課長 吉田 順彦
上下水道料金課長 小栗 正好
下水道課長 佐橋 猛
学校教育課長 梅村 高志
学校給食センター所長 山口 好成
高齢福祉課長 伊左次 敏宏
国保年金課長 高木 和博

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 服部 賢介
議会事務局書記 林 桂太郎

議会事務局書記 渡邊 ちえ

○委員長（可児慶志君） おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、当委員会に付託されました認定第1号から認定第15号までの平成27年度各会計決算、議案第47号から49号までの平成28年度各補正予算、議案第55号 平成27年度可児市水道事業会計末処分利益剰余金の処分のうち、建設市民委員会の所管部分に関する質疑を行います。

発言される方は、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを入れて行っていただきますようお願いをいたします。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑一覧の番号順に1問ずつ行います。関連質問はその都度認めます。また、その他の質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言していただきますので、よろしくお願いたします。

執行部の方に申し上げますが、一般質問で答弁されました内容については、簡単に答弁していただきますようお願いをいたします。

最初に、議案第47号から49号までの平成28年度各補正予算のうち、建設市民委員会所管のうち、建設部及び水道部所管に関する質疑を行います。

伊藤壽委員から質疑をしていただきます。お願いたします。

○委員（伊藤 壽君） 資料番号7でお願いします。

24ページ、水道事業会計の債務負担行為です。

虹ヶ丘配水池建設事業は当初3億900万円での平成28年の単年度事業でありましたが、2カ年事業としたことで給水計画に影響はないですか。

給水エリアでの位置づけなど給水エリアの変更、送水計画、エリア内送水管工事等を含め、説明をお願いいたします。以上です。

○水道課長（古山秀晃君） おはようございます。水道課です。

重点事業点検報告書の106ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

鳩吹台・虹ヶ丘配水ブロック統合整備事業は、もともと老朽化した鳩吹台配水池を耐震化し、改築するに当たり、給水エリア等の見直しをすることにより、廃止したほうが効率的で、将来的にも経済的であるということから、鳩吹台配水ブロックと虹ヶ丘配水ブロックを統合して1つの新しい虹ヶ丘配水池として配水するものでありました。

平成27年度までに虹ヶ丘と鳩吹台地区を結ぶ配水連絡管の布設が完了しておりまして、平成28年度に虹ヶ丘の配水池の建設及び虹ヶ丘ポンプ場の設備更新を行い、平成29年秋ごろに配水ブロックの切りかえを行う計画でありました。

虹ヶ丘配水池建設事業を2カ年事業としたことでの影響についてですが、配水池の完成がおくれる分、配水ブロックの切りかえや鳩吹台配水池などの廃止時期がおくれることとなります。なお、給水エリアの変更計画や送水計画などの変更はありませんので大きな影響はないと考えておりますが、できる限り早く事業完了を目して努力してまいります。以上です。

○委員長（可児慶志君） 関連で質問のある方。

○委員（酒井正司君） 関連です。

何か岩盤の問題で延びたというようなことを聞きましたが、そのことによる耐震性であるとか、そういうメリット、デメリットをちょっと教えてほしいことが1点と、市道の349号線を通るルートでも布設が終わっていると思うんです。その後の路面の状況が非常に悪いんで、これは仮復旧だと思うんですが、その計画を教えてください。

○水道課長（古山秀晃君） まず、岩盤の関係でのことですが、これは当初ちょっとやわからか目の岩が出てくるというボーリング調査でありましたけれども、現地に入りますと、通称マヴェサーバと言われるかたい岩もまじっておまして、工期も含め金額的に若干増額にはなってしまうけれども、耐震性とか基礎の力というのはかえって強くなりますので、その面での影響だけだと思います。

もう一つ、市道349号線関係の路面復旧のほうですが、御指摘のとおり今は仮復旧でございますので、今年度前半の中で復旧したいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○委員長（可児慶志君） あと、よろしいですか。その他、質疑ございませんか、補正予算に関して。

〔挙手する者なし〕

補正予算に関する質疑もないようですので、今の質疑を参考にして、自由討議を行いたいと思いますが、自由討議のある方。

〔挙手する者なし〕

自由討議もないようですので、終了いたします。

続いて、認定第1号から認定第15号までの平成27年度各会計決算及び議案第55号 平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分のうち、建設市民委員会所管に関する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないですね。

じゃあ、今までのさっきの質疑で申し上げましたが、提案等、提言に結びつくこともございませんですね。

〔挙手する者なし〕

続きまして、平成28年度の決算の審査を行いますので、よろしく願いをいたします。

○委員（富田牧子君） 資料番号4番の26ページです。

リニア中央新幹線用地取得等事務委託金のところですが、委託金として56万1,000円が出ておりますが、主な事業と成果にはこのことについて具体的に何も記されておられませんので、平成27年度ではリニア関連ではどのようなことがこの委託金によって行われたのか、説明をお願いします。

○都市計画課長（田上元一君） おはようございます。

リニア中央新幹線の事業の可児市内の平成27年度の進捗状況につきましては、6月議会の建設市民委員会におきまして、また先般の一般質問におきましても、各地区における状況について御説明をしたところでございますけれども、特に大萱地区、大森地区につきましては、地元住民の意思を尊重しながらJR東海との間に立って協議を進めているというのが現状でございます。

御質問の委託金の根拠となっております岐阜県と可児市との間での用地取得事務の委託に関する契約書につきましても、建設市民委員会で御説明をしたところでございますけれども、平成27年度決算といたしまして、岐阜県より56万1,000円の歳入がございました。これにつきましては、用地取得事務委託契約書に基づきまして、委託業務項目のうち平成27年度に岐阜県が行った用地取得計画の策定について可児市が助言を行ったことに対して、岐阜県から委託費が支払われたものでございます。委託事務契約におきましては、用地取得計画の策定のほかに用地説明会、用地測量、境界立ち会い、用地協議が委託項目となっておりますが、平成27年度といたしましては、用地取得計画の策定以外の項目については該当がございませんでした。以上でございます。

○委員（富田牧子君） ちょっと一言言いたいんですけど、建設市民委員会で説明しましたとおっしゃるんですけど、そういう言い方はやめていただきたいと思うんです。私は委員会の委員ではありませんので、一般質問で言ったということについてはわかりますけれども、そういう省き方はしないでください。

○都市計画課長（田上元一君） 失礼いたしました。

それでは、一般質問でお答えをしまして、各地区の状況について御説明したところでございます。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 関連はよろしいですか。

続いて、35、36は関連しますので、酒井委員から。

○委員（酒井正司君） 同じ資料、46ページです。

公共交通運営事業、運転免許証自主返納者支援事業で、目標値の設定根拠は。また、支援後の公共交通利用状況等の追跡調査は行っていますか。

○副委員長（高木将延君） 全く同じです。

公共交通事業で、運転免許証自主返納者支援でプレゼントした回数券の利用調査は行っていますか。

○都市計画課長（田上元一君） 運転免許証自主返納者支援事業につきましての御質問をいただきましたので、まずは酒井委員の御質問にお答えをしたいと思います。

運転免許証自主返納者支援事業につきましては、公共交通利用促進の新たな事業といたしまして昨年9月議会で補正予算をお認めいただきまして、11月1日より4月1日にさかのぼって事業を開始いたしましたものでございます。

平成27年度の実績といたしましては、申請受け付け件数が81件ございました。これにつき

ましては、平成27年度1年間における可児警察署管内の運転免許証自主返納者の総数が162名ございまして、そのうち可児市、御嵩町も入っていますが、可児市の該当者分が149名でございまして、約54%の方に御申請をいただいた結果となったものでございます。平成27年度の目標値を100人と設定いたしましたでしたが、これにつきましては年度途中での事業スタートというマイナス要因を考慮いたしまして、おおむね6割ぐらいの方の申請を予想し100人という目標値を設定したものでございます。

本事業につきましては、可児警察署の御協力によりまして、運転免許証を返納するために警察署に出向かれた方全てに、可児署の交通課の方より事業の概要について御説明をいただいております。そうした意味からも、自主返納者全ての方に御申請をいただければ大変ありがたいなあと考えておりますので、市においてもより一層のPRに努めていきたいというふうに考えております。なお、直近では8月15日号の「広報かに」でお知らせをしたところでございます。

続きまして、支援後の公共交通利用状況等の追跡調査についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、高木委員のプレゼントした回数券の利用調査等を行っているかとの御質問と重複する部分がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

運転免許証自主返納者支援事業におけますいわゆる追跡調査につきましては、回数券をプレゼントいたしました方へのアンケート調査という形でフォローをいたしております。事業開始をいたしました昨年11月1日以降、本年の4月30日までの6カ月につきましてはですけども、回数券をプレゼントした方が97名、全ての方にアンケート調査を実施いたしまして、73名の方から御回答をいただいております。

73名のうち25名の方がプレゼントした回数券でいずれかのバスを利用されたと。これは34.2%というふうになってございます。また、プレゼントしました回数券の総枚数は1,067枚ということですけども、そのうち168枚が使用された。これは15.7%というような結果になっております。

アンケート調査では、御利用されなかった理由というのもお聞きをいたしております。家族に送迎をしていただける、バス停が遠い、運行本数が少ないため不便である、徒歩や自転車で移動しているなどの御意見がございました。

もともと運転免許証自主返納者へのバスの回数券のプレゼントにつきましては、公共交通の利用促進事業の一環ということで、いわゆるきっかけづくりとして行っておりますが、こうしたバスの回数券をプレゼントさせていただいた皆さんのお声を参考にすることとともに、広く市民の皆さんの御意見を伺いながら、今後の運行幹線であるとか、利用促進につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 関連で質問のある方。

○委員（酒井正司君） 所管からいけば公共交通運営事業、いわゆる公共交通を利用していただくというのが目的ですが、これはやっぱり本来は交通安全のテーマだと思うんですね。やっぱり高齢者が運転するということは、社会的に大きな交通上の支障を来すということで、

警察と連携されたというのは正解だと思うんですが、その目標を達成するために他部署との連携がまず必要だろうということと、それからアンケート結果に基づいて、さらなる追加であるとか、何かそういう支援策はお考えでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 御意見ありがとうございます。

今後の改善ということで、まずはことしの10月で1年間ということになりますので、この結果をまた当場所、あるいは委員会等で御説明をさせていただいて、改善の案についても御提案をさせていただければというふうに思います。以上でございます。

○委員（野呂和久君） 同じところですか。

今渡から川合土田線を皮切りに、平成22年4月から順次電話で予約バスの運行が始まり、6年目を迎えます。

現状の電話で予約バスは、民間との競合を避けるためドア・ツー・ドア方式を採用していませんが、その検証の時期が来ていると思うかどうか、また、さつきバス利用者の利便性のために既存の停留所、病院とスーパーの整備、シート設置や雨風よけも必要と思うが、お考えはどうか。

○都市計画課長（田上元一君） お答えをします。

可児市のコミュニティバスにつきましては、御案内のとおり、現在さつきバスが5路線と電話で予約バスが7エリアの体制で運行をいたしております。

電話で予約バスにつきましては、自由経路、ミーティングポイント型という運行方式を採用いたしております。つまり、決められたエリア内を運行ルートを決めず、バス停間を最短距離で結ぶ区域運行方式とするものでございます。運行ダイヤを基本ダイヤ型として、バス停ごとにおおむねの発着時刻を設定しておくものの、予約に応じて臨機応変に対応できるものといたしております。こうすることによりまして、さつきバスではとかく時間がかかり過ぎるという批判に対して、より短時間、短距離で移動できるシステムとしたということで、利用者の利便性向上と、従来の定時定路線型の欠点解消につながったものというふうに考えております。

一方で、タクシーとの競合を避けるということは重要なことございまして、おおむね300メートル圏内でのバス停の設置、それから7地域でのエリアごとでの運行、それから若干の乗りかえの不便性の付与という制度といたしたところでございます。

電話で予約バスのドア・ツー・ドア方式についての御質問でございますが、今のところは考えておりません。

次に、さつきバスの停留所整備についての御質問でございますが、現在さつきバスの停留所につきましては122カ所ございます。そのほとんどが道路上であるとか、あるいは民地に標示板を置かせていただいているという状況でございます。市民の皆様からの停留所整備の御要望も頂戴しておりまして、その必要性については認識をいたしておりますが、まだまだ解決しなければならない課題も多くございますので、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 次、38番。

○委員（川合敏己君） 資料番号4、83ページ、都市計画基準点構築事業。

平成27年度は若干ちょっと少なかったんですけど、それでも毎年予算200万円ほど計上して事業を行っております。

事業の進捗率はどの程度まで進んでいるのか、お願いいたします。

○用地課長（田中正規君） お答えします。

都市計画基準点構築事業では、開発等により民間の測量が発生した箇所において、一定の範囲内に必要な基準点の一部を設置しております。民間の測量が円滑に進むように、すぐに必要となる箇所に申請ごとにその都度設置しております。市内全域の基準点設置数は設定していませんので進捗率ではございませんけれども、平成27年度は43点設置しております。現在5,130点ほどが市内に設置されています。民間測量に合わせて設置しますので、人口密集地など土地利用が活発で測量が多い地域を中心に基準点が増加しております。以上でございます。

○委員（川合敏己君） 以前確認しましたときに、可児市は地籍調査等は行わずに、こういう基準点でやっていきたいんだということを聞いたことがございます。

基本的には、昨年度までは3級以上の基準点の設置もあったんですけども、今後はもう4級ぐらいまでになってきているというふうに、4級以降の、4級より下というのがあるのかどうかわかりませんが、その設置を行っていくということなんでしょうか。

○用地課長（田中正規君） 基準点には、ある範囲内に必要な場合というのがありまして、要は、例えば2級ですと500メートルの範囲になければいかんとか、3級ですと200メートル、4級は50メートルの範囲に要するというようになっておりまして、測量は出てきた箇所におきまして、その時点で、その範囲内に必要となる基準点を設置していきますので、2級から4級、その時々必要となる点数をこれからも設置していくことになると思います。以上です。

○委員（天羽良明君） 同じく84ページの土木課、道路改良事業です。

市内道路整備が計画どおりに平成26年、平成27年度の地域要望を中心に適正に事業が推進されているようです。反面、人口減少に差しかかったばかりの現時点で都市計画道路関連、総延長9万メートル、全25本関連の用地買収、測量調査がないのは、市内道路網整備はそのまま市道の整備のみで十分と言えるのではないのでしょうか。

○土木課長（伊藤利高君） まず、平成27年度の国勢調査では、平成22年に比べて本市の人口は、わずかではございますけれども、増加をしております。

市道の整備が必要なのはもちろんではございますけれども、都市計画道路の整備というものは本市における働く場の創出であるとか、地域の活性化につながるものとして今後も必要になってくると考えております。以上です。

○委員長（可児慶志君） 関連をいかがですか。

○委員（川上文浩君） 関連です。

私もよく天羽委員とこの件を話すんですけど、今ちょっと答えになっていなくて、都市計

画道路、今ありますよね、市道43号線とか、市道25号線もそうです。県道都市計画道路もある。この都市計画道路が、計画があるにもかかわらず何も進んでいないということで、非常に地域の住民の方々に制約をしているんですよね。3階建てをつくっちゃだめだとか、2メートルセットバックして家を建てなさいとか。

それで、その道路は都市計画道路、市道も含めて見通しはどうなんですかということを知っているわけです。それにもまして、市道43号線とか市道56号線とか、市単独事業で整備していていますよね、市道。都市計画道路のあり方とか考え方を聞いているので、そのところを答えてもらわないとだめだと思います。

○都市計画課長（田上元一君） 都市計画道路につきましては、今委員御指摘のとおり、計画決定をした後、何十年も、何十年という言い方はちょっとあれなんですけど、かなりの間事業は施行されていないというのも確かにございます。それは、我々のほうから言えば、いわゆる予算がつかないとかということもありますが、逆に市民の方にとってみると、そういうことで制約を受ける、これも事実でございます。

国の流れといたしましては、可児市ではまだ人口が若干ともふえているところでございますが、全体としては、人口が減ってきている、それから交通量についても若干なりとも減ってきている中で、本当に今の例えば12メートル道路、あるいは16メートル、20メートル道路が必要なのかということをしつこく検証しなさいということと言われております。その中で、例えば12メートル道路は必要でなくても、片歩道の9メートルとかそういうものでもいいよとか、そういう形で計画決定を変更していくというような流れも、全国の他の市の事例としては多く挙がっております。

我々としては、実は今年度都市計画のマスタープランという中で、そうした都市計画道路の考え方についても、必要なものについては見直しを図っていくというような方向性を打ち出しておりますので、そうしたものも、今後の検討ということで進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） ということは、今都市計画マスタープラン、4年に1度の見直しをしていますよね。そこに反映されてくるということでもいいんですか。

我々もやはり都市計画道路にかかる、ほとんどの議員が都市計画道路を抱えていると思うんですけども、そこに対して、やはりこういった予算なり決算の中で市道43号線の改良事業とか、市道56号線の改良事業とか出てきますよね。市道25号線のほうの改良事業が出てきて、それはそれで議会としては仕方ないだろうと思うんですけども、ただ、都市計画決定が打ってあって、それが今後どうなるかという説明もないままに、やはり市民に対して制約を強いていくというのは、これは非常に議会としても問題なんじゃないのかなあと感じますし、県の都市計画道路にしても、これはいつになったらできるんですかという。それだけ実際財産が、またこれは後々吸収するだろうということで、セットバックして家を建てたり、財産を提供してという市民もたくさん見える中で、その方向性がいつもはっきりと示せないというのは、市としてはちょっと僕は問題だなあと感じているので、そういった

ところは今後しっかりと明らかにしていってもらえるようお願いしたいというふうに。毎年のことですよ、これ。

都市計画にかかわる道路を市単独事業で整備していつているんだけど、都市計画道路はどうするんだということは明確にしていかないと、これから本当にちょっと問題になってくるんじゃないかなあと思います。

○都市計画課長（田上元一君） 今御意見をいただいたとおりでございますので、都市計画マスタープランで位置づけをした後に、都市計画課を中心に見直しのことについても検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 次へ行きますして、40番。

○委員（酒井正司君） 87ページ、空き家・空き地バンク運営事業。

若い世代を呼び込むためとしているが、若い世代向けの優遇策はありますか。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 現在、空き家・空き地バンクを活用する場合の優遇措置としましては、住宅の改築、修繕、模様がえまたは除去に対し、Kマネーで最大10万円を助成する制度がございます。この制度の対象者は、住宅の所有者、入居者もしくは入居予定者としており、特に若い世代のみを対象とした優遇措置はございません。現在のところは優遇措置をとるのではなく、若い世代などに地域の魅力を発信するためのPR動画を作成して対応しております。昨年度は桜ヶ丘地区のPR動画を作成し、市のホームページに掲載して情報提供を行っています。

なお、市独自の優遇策はございませんが、岐阜県では多子世帯や新婚世帯を対象とした空き家改修費補助事業を本年度より実施しています。また、国においても40歳未満を対象とした中古住宅購入時の改修補助制度が創設される見込みでありますので、これらの制度を含め、国や県の優遇策について情報収集を行い、周知していきたいと考えております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） ということは、独自では考えていないし、現実ないということなんです。重点施策の表現が若い世代を呼び込むためという表現がありますので、この部分を削除するか、独自の施策を考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 今年度また空き家等の計画を策定予定しておりますので、そちらのほうも含めまして、十分検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員（山根一男君） 同じく87ページの上段のほうです。

都市計画総務一般経費、中盤以下のところの協議会等参加等負担金の約117万円について、都市計画協会と21件ということだが、昨年度もほぼ同じ内容で固定化していないか。

支出上位10団体について、妥当性などを説明していただきたいと思います。

○都市計画課長（田上元一君） お答えをいたします。

都市計画総務一般経費の負担金交付金及び補助金の内訳につきましては、まちづくりに関する情報を幅広く入手するための各種協会等の会費、それから道路整備等事業促進のための各種協議会、同盟会の負担金、そのほか職員研修負担金等がございます。

支出額の上位10団体につきましては、ちょっと述べさせていただきますが、第1位が岐阜県道路協会、第2位が都市計画協会、3位が東海環状自動車道中東濃地域建設促進協議会、以下、可茂土木協会、岐阜県都市計画協会、岐阜県街路事業促進協議会、名濃バイパス建設促進期成同盟会、国道21号・22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会、岐阜県国道協会、全国都市公園整備促進協議会となっております。いずれも、先ほど申し上げましたようにまちづくりに関する情報の入手でありますとか、道路整備などの事業促進ということで、本市として該当する各団体に参加する目的にかなうものであるというふうに認識をいたしております。

さらに、負担金の額でありますとか算定の根拠につきましても、各団体の規約等で加盟市町村ごとに明示をされております。また、毎年の総会等で議案として承認されておまして、おおむね前年度と同様ではあります。妥当性については問題ないというふうに考えております。以上でございます。

○委員（山根一男君） おつき合いといいますか、必要なことであるとは思いますが、中にはその役割を終えているような団体とか、そういったやめ方というのはその協会がなくなるまで、1年間何の活動がないような団体などももしかして含まれているんじゃないかと、私の推測ですけども、そのようなことはないでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 前年度と今年度、ほぼほぼ固定ということでございますが、これまでの状況でいいますと、毎年の予算査定段階で本当に必要性があるかどうかということについて検証いたしておりますし、実際に必要がないということで脱退をしたという団体もございますので、ある意味では、今述べさせていただいた団体については必要であるということで加盟しているというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○委員（勝野正規君） 資料は重点事業点検報告書の66ページのほうでお尋ねしていきます。土田渡多目的広場整備事業の中で、防災拠点機能を有することとなりますが、どのような機能を想定しておられますかということです。

○都市整備課長（佐合清吾君） 第1に、大規模災害時に1次から3次避難所で収容し切れなかった場合の避難所となるということで、広域避難場所ですね、こういうところに位置づけられるんじゃないかなあということ。

あと、2番目でございますけど、今の指定避難所への中継とか集合場所として一時的な避難場所としても活用できる。

3番目に、火災時等に避難場所として活用できるというふうに想定いたしております。

なお、今回、土田渡多目的広場で整備いたします公園施設につきましては、災害時に対応できる機能もあわせ持ちましたマンホールトイレ、かまどベンチ、防災あずまやとか蓄電池つき照明灯等を設置する予定でございます。以上でございます。

○委員（大平伸二君） 同じく土田渡多目的広場についてなんですが、3月のときにもちょっとお伺いしたんですが、3月の時点で進入道路の買収というんですか、用地買収がなかなかうまくいっていないということでありました。

今回の説明で、業務委託をしておるとい説明だけで、その辺の経過がちょっと説明がございませんでしたので、少し説明を、できる限りで結構ですので、お願いしたいと思います。

○都市整備課長（佐合清吾君） それではお答えいたします。

繰り越しいたしました3件の委託業務につきましては、主な理由が、今おっしゃられたとおり、進入路のルート決定に当たりまして地権者との交渉に時間を要したためということで、これにつきましては、年度末完了を目指しまして、今、業務を行っておるとい状況でございます。

全体の完成時期につきましては、この業務委託を繰り越したことによって影響が出ないように進めておりますが、今おっしゃられたとおり相手がございます、交渉事でございますので確かに不確定な部分もございますが、そこら辺のところは、用地交渉等を今年度いっぱいかけて詰めまして、計画のほうについても完成したいという予定で進めております。

なお、計画の進入路につきましては、ただいま申し上げましたとおり、用地買収とか補償に時間を要するため、広場の整備の完成と同時に完成するようなスケジュールでございますが、広場の整備の工事用車両の進入路といたしましては、前回も御説明させていただきましたが、木曾川堤防道路を利用する予定でございます。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 資料4の143ページ、水道部です。

1-1-4で、業務費、徴収業務委託費関連です。

前年度と比べて、この委託費が420万円、約7%程度増加をしておりますが、その主要因は何でしょうか。

また、この委託費の今後の動向、見込みはいかなる状況でしょうか。よろしく願います。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 徴収業務委託費には大きく5つの業務が入っております。

1つは検針業務、それから2つ目に窓口業務、それから収納業務、それから滞納整理業務、そして中止再開等業務などがございまして、5年間の長期継続契約で行っております。

前回の平成22年度から平成26年度の5年間の契約額は2億9,437万9,575円で、現在の契約は平成27年度から平成31年度までの5年間で、3億2,389万2,000円となっております。この増額の主な要因となっているのは、まず検針件数の増加に伴う検針業務費の増加で、単年度で試算しますと約335万円の増、そして各業務における人件費のうち、健康保険、厚生年金等法定福利分の上昇分が、単年度で約68万円の増などがあります。

今後の見込みとしましては、長期継続契約のため平成31年度までは現在の契約額となっております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 同じく、資料4の144ページ、次のページです。

水道企業会計の中の消費税問題です。

平成27年度の予算書には、当時3,000万円を予算額として計上してありました。2,500万円余の減額決算となっている数字です。今回の平成27年度決算がそういうことです。

その理由について、ちょっと複雑な計算の消費税ですけれども、簡潔で結構です。よろし

く御説明ください。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 消費税の計算は、原則水道料金等の課税売り上げに係る仮受け消費税から建設改良費などの課税仕入れに係る仮払い消費税を控除して算出することになります。ただし、ここに国庫補助金とか工事負担金等の特定収入といわれるものが5%を超える場合は、複雑な計算で算出することになります。

このように、予算時期には不確定な要素がありましたので、平成26年度の確定額を考慮いたしまして前年度予算額と同額を予算計上しました。

決算においては、結果、特定収入が5.98%であったため、複雑な計算方法に変わったことや耐震化工事の工事費が大きく増額となったことなどが影響して確定消費税額及び地方消費税額が、結果、700万2,900円となりました。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 資料番号6番ですけど、水道事業会計決算審査意見書ですが、これの3ページのところをまずお願いします。

平成18年度に兼山の簡易水道を統合して、給水能力は1日あたり5万7,975立米となっていたが、平成27年度になって、これを5万2,362立米と見直したのはなぜか。

それでも現在の1日最大給水量の3万5,688立米とは大きな開きがある。今後も見直しが見られることはあるのか。

また、この1日の給水能力は、施設利用率と最大稼働率以外に関係する項目というのがこの水道の項目の中であるのどうか、教えてください。

○水道課長（古山秀晃君） ただいまありました給水能力の見直しについてですが、まずここでいう給水能力とは、可児市では計画1日最大給水量のことでありまして、この計画1日最大給水量は、ある目標年次における人口や1人あたりの給水量を推計して求めたものであります。

給水能力を5万2,362立米に見直した理由としましては、大平簡易水道事業と大萱飲料水供給事業を可児市上水道事業に統合するに当たり、平成20年度に目標年次を平成30年度として計画1日最大給水量を推計し直したためであります。

なお、給水能力は、本来、平成21年度より5万2,362立米でありましたけれども、訂正されていなかったことがわかりましたので、平成27年度より訂正させていただきました。この場でおわび申し上げます。

今後の見通しについてですけれども、水道事業の変更認可、または届けなどの機会に給水人口や、1人当たり1日給水量の動向によっては見直すことも考えられます。

また、資料6、可児市水道事業会計決算審査意見書の2ページにある表Aの区分にあります項目の中では、施設利用率と最大稼働率以外に関係する項目はございません。以上です。

○委員（富田牧子君） 済みません、同じく6番の資料の8ページですが、平成26年度から、地方公営企業会計制度の見直しによって給水原価の計算方式が変わりまして、初めて給水原価が供給単価を下回るようになりました。平成27年の給水原価は161.27円で、供給単価は184.92円、その差27.65円であったということです。こうしたところから、いつも今まで言

われておりましたのは、給水原価が供給より上回ると言うことでしたけれども、それが反対になりました。

市民の願いである水道料金の引き下げの余地は今度のこの会計によってあるのかないのかということをお聞きいたします。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 可児市水道事業会計決算審査意見書の8ページにもありますように、会計基準の見直しによる給水原価の算定方式の変更に伴って、供給単価が給水原価を上回る状況になりました。が、これは長期前受金戻入という現金を伴わない利益の計上が影響したもので、実際に給水コストの軽減となってもものではありません。

損益の営業収支においても損失となっている状況からも、水道料金の値下げにはつながらないというふうに考えています。以上です。

○委員長（可児慶志君） 以上で、全質疑は終了いたしました。そのほかに質疑のある方はございますか。

〔挙手する者なし〕

そのほか質疑もないようですので、各会計決算につきまして、建設市民所管のうちの建設部及び水道部に所管する質疑を終了いたします。執行部の皆さんはお疲れさまでした。御退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時43分

○委員長（可児慶志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上の質疑の結果を踏まえまして、可児市議会として平成27年度決算の審査の結果を平成29年度の予算編成に生かすため、自由討議を行っていただきます。

先般行われました観光経済部及び市民部所管に関する意見もあわせまして、全体で建設市民委員会の所管の提言案としてまとめていただきますので、先般行った質疑も含めてで結構でございますので、ここで皆さん方の御意見をお伺いいたしたいと思っております。

○委員（天羽良明君） まず、今のところで、私が自分で出しておりますが、39番で市道の整備、道路改良工事については、地域要望を中心として厳しい財源の中で着実に進めているというふうに思いますが、財源はどんどん厳しくなっていくのではないかという中で、いまだ手つかずの都市計画道路が、ある市道にはラップしている部分もあったり、並行していたり、交差点がちょっと大きくという絵が描いてあったり、そんな都市計画道路が手つかずの部分がかかなりあるかと思っておりますので、時代に合ったというか、身の丈に合った幅員にちょっと計画を変えたり、路線をちょっと見直したり、地域住民の声を入れながら進めていくべきだというふうに思います。

○委員長（可児慶志君） 関連で意見のある方。

○委員（川上文浩君） 関連補足なんですけれども、先ほども僕もお話しさせていただきましたし

たが、山林や農地ならともかく、市街地に対して都市計画決定が打つてあるとなると、相当な制約をかけているんですよ、行政側は。それで、やはりそれができないということになったときに、後々なぜだという話になると思います。当然、セットバックして家を建てている、本来3階建てを建てたかったのが、隅切りに近いから2階しかだめだと許可がおりなかった建造物ということで、すごく地域住民の市民の皆様には制約と迷惑をかけているという状況なので、本来、都市計画道路であるはずの市道43号線とか市道56号線が国県の補助金をもらいながらですけれども、普通の市道として整備されていくとなると、やはり見直すのが本来は先で、できもしない道路計画があるがために制約だけかけて、結局は都市計画道路ではない普通の一般市道を整備していくという考え方には、ちょっと理解できないといいますか、もう少し、今都市計画マスタープランも見直しているところですが、そこにもはっきりと都市計画道路がうたってあるんですよね、どーんと。やはりそれはちょっとおかしいんじゃないかと。できせん都市計画道路に期待して用途指定を変えていったら、後々道路が麻痺してしまうというような状況もありますので、ちょっとそのところはしっかりと分科会のほうで練っていただけたらなあというふうに思います。

○委員長（可児慶志君） 今の関連でよろしいですか。

○委員（酒井正司君） 実は私も昔、都市計画審議会に入っていて、この問題を取り上げたことがあるんですが、これは現実ありきだよというところからスタートしているんですね。それが連続として続いている弊害だと思うので、ぜひともこれは大きな意味で、もう今見直さないといけないの、先前進する見込みがないので、ぜひとも今回取り上げるべきだと思います。

○委員長（可児慶志君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、この都市計画道路の整備の見直しにつきまして以外に。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。

建設市民委員会所管に関する案件でも結構でございますが、よろしいですか。追加で。

○委員（天羽良明君） 追加ですか。

この前まで、もう一度ちょっと思い出す意味で。

新たなエネルギー社会づくりについては、これは新しい……。

〔発言する者あり〕

きょう、今言わないとだめということではないわけですね。

この前、先日行われたやつも4つあったんですが、分科会のほうに送られているものと思っておいていいわけでしょうか。

○委員長（可児慶志君） はい、そういう意味です。

あとよろしいですか。

じゃあ、以上、取りまとめを副委員長、お願いします。

○副委員長（高木将延君） それでは、まず、先日9日には4件上がっております。企業誘致

の件、外国人の観光客の件、地域支え愛づくりの件、新たなエネルギー事業の件ということで4つ上がっております。

本日は、都市計画道路の件につきまして、市街地等を通っているということで、市道が優先されて整備されているのではないかというようなことも考えまして、見直しや計画変更が必要ではないかということです。以上です。

○委員長（可児慶志君） ありがとうございます。

ただいまの副委員長のまとめをもとにいたしまして、平成28年9月15日に行われます第2分科会におきまして、建設市民委員会所管の提案をまとめていただきます。また、今回提起されなかったことでも、それまでの間にお気づきの点がありましたら、ぜひ分科会で提案していただくのもいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その後、9月21日の予算決算委員会におきまして分科会長より報告をいただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

10時5分まで休憩します。

休憩 午前9時49分

再開 午前10時04分

○委員長（可児慶志君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

教育福祉委員会所管に関する質疑を始めます。

委員の方も執行部の方の挙手をして、マイクのスイッチを入れてから話していただきますようによろしくお願いいたします。

配付いたしました事前質疑一覧表に基づいて順次に一問ずつ質疑を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。執行部の方は、既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁していただきますようお願いをいたします。

最初に、議案第47号から49号までの平成28年度各補正予算のうち、教育福祉委員会所管分に関する質疑を行います。1番、2番目同じですので、順次お願いします。

野呂委員からお願いします。

○委員（野呂和久君） 議案資料番号8番、2ページ、予防接種事業です。

10月から0歳児を対象に定期接種化との説明であったと思うが、対象児は、10月1日時点で0歳児であれば全児が接種の対象となるのか。

○委員（富田牧子君） 同じく予防接種事業で、6月の政令公布によって、B型肝炎の予防接種が定期接種となったが、個別接種か集団接種なのか。あわせて、現在の4種混合の個別接種はどこまで進んでいるかお尋ねします。

○健康増進課長（井藤裕司君） まず、B型肝炎の予防接種についてですけれども、定期接種の対象者は1歳に至るまでの間にある者とされており、平成28年10月1日から施行するとされていますが、経過措置として平成28年4月1日以降に生まれた者について適用するとあり

ます。したがって、平成28年10月1日時点で0歳児ということではなく、B型肝炎予防接種の定期接種の対象者は、平成28年4月1日以降に出生した児であり、それぞれが1歳に至るまでの期間が定期接種の期間となります。

続きまして、B型肝炎の予防接種は個別接種か集団接種かでございます。平成28年10月1日から実施するB型肝炎の予防接種については個別接種で実施いたします。

それから、あわせて、現在の4種混合の個別接種はどこまで進んでいるのかというところでございます。現在、集団接種で実施している4種混合の予防接種については、この10月1日から個別接種を開始することで可児医師会の実施医療機関との調整及び予防接種対象者宛への周知まで実施済みでございます。今年度末までは集団接種と個別接種を併用して実施していきます。

なお、来年度につきましては当初から個別接種で進めていきます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 確認でお伺いするんですけど、BCGについてはあくまでも集団接種ということですか。

○健康増進課長（井藤裕司君） BCGにつきましては、今まだ集団接種で実施しております。今後どういうふうにしていくのかというところは検討してまいりますが、BCGについては今までどおりで継続していこうというふうに考えております。

○委員（野呂和久君） 今回の定期接種の乳児の対象人数は何人を想定されてみえますか。

○健康増進課長（井藤裕司君） B型肝炎ワクチンの予防接種の接種人数の見込みでございますが、790人を予定しております。

○委員（野呂和久君） 先ほどの答弁ですと、平成29年4月1日以降ということですか。

平成28年10月1日時点でゼロ歳児ですと、例えば昨年10月2日から今年度の3月31日までに生まれた乳児については対象外ということよろしいでしょうか。

○健康増進課長（井藤裕司君） そのとおりでございます。

○委員（野呂和久君） その対象外の乳児の数はわかりますでしょうか。わからなければ結構です。

○健康増進課長（井藤裕司君） 済みません、その方については、ちょっと今把握しておりません。

○委員長（可児慶志君） 後ほど、じゃあ個人的に確認していただくということよろしいですか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 今の数については、後ほど野呂委員さんのほうにお伝えすればよろしいですか。

○委員長（可児慶志君） はい。

○健康増進課長（井藤裕司君） はい、わかりました。

○委員長（可児慶志君） 事前質疑は以上ですが、その他ございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので質疑を終了いたしますが、自由討議を希望される方は見えますか。

[挙手する者なし]

自由討議はございませんので、続いて認定第1号から認定第15号までの平成27年度各会計決算及び議案第55号 平成27年度可児市水道事業会計末処分利益剰余金の処分のうち、教育福祉委員会に所管する質疑を行います。

まず、酒井委員からお願いします。

○委員（酒井正司君） 資料番号4、55ページ、地域福祉推進事業です。

地域福祉協力者の取りやめの原因は。

地域全体の自発的意識高揚の手だてはありますか。

○委員長（可児慶志君） 次の質問は関連しますので、順次お願いします。

○委員（田原理香君） 同じく、地域福祉協力者の減少の理由に、役として登録することが責任が重く、手が挙げられないと聞くが、どう考えるか。

○副委員長（高木将延君） 同じく、協力登録者数で一部地域で取りやめがあったということを知っていますが、その理由は。

逆に、新規で登録はあったのでしょうか。

○福祉課長（大澤勇雄君） それでは、地域福祉協力者制度についてお答えいたします。

地域福祉協力者は、民生委員さんのパートナーの位置づけで、地域全体での日常的な見守り、新聞受けの状況、洗濯物などの変化があったような場合、見守り確認を行うなど、日常生活の中で見守りを行うことを主眼としております。

酒井委員のお尋ねの取りやめの原因でございますが、取りやめの原因は、一部地域において活動体制、内容の検討が必要とされたためでございます。高齢化が進んでいる住宅団地では、当制度に関する関心も高い反面、比較的住民同士のつながりのある旧来の地域では当制度を利用して行うまでもないという御意見をいただいております。

地域全体の自発的意識高揚の手だてについてということについては、地域ごとに見守り活動の福祉活動に関心の差があるが、まずは高齢化が進んでいる自治会などにピンポイントに働きかけていくことが必要と考えております。平成28年度においても、地域に制度を説明し、全体的に取り組んでいただける地域も少しずつふえております。

田原委員の登録することが責任が重く、手が挙げられないのとはについてお答えいたします。

地域福祉協力者の主な役割は、ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭などをさりげなく見守っていただき、民生児童委員のパートナーとして何か異変を発見したら民生児童委員に連絡していただくものです。地域の実情や個人のペースに合わせながら、できる範囲で協力をお願いしており、責任が過重であるような説明は行っておりませんが、今後も制度の趣旨については地域の方に十分説明を行いたいと考えております。

高木委員のお尋ねに、逆に新規での登録があったかについてお答えいたします。

平成27年度においても、新規の登録が26名の方が登録されており、役員交代により入れかわりもありました。

今後も気軽に、隣の家の変化などが気になるときは民生委員と状況が把握できるような関係が築いていける制度として周知してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 追加質疑、よろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に移ります。

6番目。

○委員（伊藤 壽君） 同じページで、同じ事業です。

社会福祉協議会補助金が約700万円の減額であったが、理由と活動への影響についてお願いいたします。

○福祉課長（大澤勇雄君） 当補助金については、地域福祉を推進するため、人件費相当分を交付しておりますが、社会福祉協議会では地域福祉に係るスタッフを募集いたしましたが、予定どおり確保できなかったことにより減額となりました。

その分、職員に負担が過重になった部分があるかと考えます。

また、今後も地域福祉の向上に市及び社会福祉協議会が協力しながら努めたいと考えております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 次に行きます。

次は関連がありますので、順次お願いします。

○委員（野呂和久君） 55ページです。

生活困窮者自立支援事業です。

事業の開始半年後に無料職業紹介事業を開始されています。1年間の事業実施を踏まえ、任意事業、一時生活支援事業、学習支援事業の導入はどうか。

○委員（伊藤 壽君） 同じく、この事業の推進による生活保護への効果、影響はどのようであったか。

○委員（伊藤健二君） 新規事業の柱の事業が外注された格好だった。どのように評価をしているのか。

プラン化率21%で、新規相談者が1件当たりで約5回相談に回るような支援相談を求めている数字であります。生活保護の受給につながるような件数はあったのでしょうか。わかれば教えてください。

○委員（山根一男君） 同じく、生活困窮者自立支援事業の55ページです。

相談件数133件、それからプラン作成が28件ということですがけれども、この流れから、就労等の自立に至ったケースはありましたでしょうか。

○福祉課長（大澤勇雄君） まず、野呂委員の質問に対してお答えをさせていただきます。

無料職業紹介事業は市福祉課で直接行っており、生活困窮者自立支援事業とは異なるものです。市は岐阜労働局を経て厚生労働大臣に対して地方公共団体無料職業紹介届け出を提出し、無料職業紹介事業を行うことができます。平成27年度は9月から職業紹介を行い、市内の事業所から6社の求人登録があり、12名から求職票の提出があり職業紹介を行い、3名の

常用雇用につながりました。

また、生活困窮者自立支援事業は社会福祉協議会に委託し、自立支援プランの作成、自立相談支援と任意の家計相談支援の事業を行っております。任意事業においては、委員御案内の一時生活支援事業、学習支援事業もありますが、生活困窮者自立支援事業は平成27年度に開始した段階で、相談も多く、現在のところ任意事業の拡大は今後の課題と考えております。

それと、続きまして伊藤壽委員の、この事業の推進における生活保護への効果はどうかについてお答えいたします。

生活保護世帯は、平成27年度末は前年より世帯数で8世帯、人数で31人減少いたしました。生活困窮者自立支援事業では、新規133件、プラン28件の作成は、自立に向けた自立支援相談、住宅の確保及び就労支援に合わせて行い、28件が自立相談により自立に向かったこととなります。また、任意事業の家計相談事業についても、家計のやりくりができない多重債務に陥っている世帯の支援を行っています。

これまでは、そうした相談についても生活保護担当、社会福祉協議会の担当が行っていたところですが、生活困窮者自立支援事業では、社会福祉協議会では2名の担当者が専門的に相談にかかわることにより、きめ細かい相談が行えていると考えます。

自立相談支援事業と生活保護事業が連携して連続的な支援を行うことで、この事業の効果的な支援になると思います。

続きまして、伊藤健二委員の新規事業が外注であったということについて、お答えをさせていただきます。

社会福祉協議会は、過去の実情を踏まえてノウハウもあり、心配事相談などの類似事業を行っており、生活困窮者の支援をこれまでも行っています。受託者としては的確に業務を行ったと考えております。プラン作成については28件であります。自立支援相談は延べ670件になっていることから、相当数の相談を経てプランを作成しており、住宅確保相談、家計相談も重複する相談後、生活保護で対応する案件としては平成27年度については6件ございました。

今後とも、市と生活困窮者自立支援への受託者の社会福祉協議会との連携を密にして、困窮者の支援に当たります。

続きまして、山根委員からのお尋ねの、プラン作成から就労等自立に至ったケースはあるかについてお答えいたします。

プランの作成から4件、プラン作成及び住宅及び就労確保に向けた支援で13件、合わせて17件が継続的な就労につながり、自立につながったと考えております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 追加質疑はよろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次へ行きます。

11番。

○委員（田原理香君） 次のページ、重点事業点検報告書におきましては13ページに当たりま

す。

在宅福祉事業。

緊急通報システムを設置することは、独居の方が安心して暮らせることになると思うが、高齢者独居がふえている中で設置件数が減っているのはなぜでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 平成27年度の緊急通報システムの状況でございますが、重点事業点検報告書の13ページにも載せてございますが、新規設置が24件、廃止が44件ありまして、年度末現在324件と、前年度より20件減少する結果となっております。

廃止の理由を調べてみますと、施設入所に伴う廃止が23件、お亡くなりになったケースが8件、入院が5件、家族と同居が4件などとなっております。このように、平成27年度においては新規設置に対して廃止件数が上回ったため、このような結果となったものでございます。

○委員長（可児慶志君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 同じページです。

高齢者生きがい推進事業。

健友連合会を脱会した地区組織の再加入に向けた交渉段階で、脱会の原因への対応策を示されましたか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 健友連合会に加入をいただいている単位老人クラブにつきましては、平成27年度末の状況で22クラブとなっております、減少傾向にあります。

近年、健友連合会を脱会されたクラブの理由を確認してみますと、新規にクラブに加入される方が少なく、既存の会員の高齢化に伴い役員等を引き受けてくださる方が減ってきている、また、市の各種行事に参加するほどの協力体制が組めない、また、地区の単位クラブでの単独活動を継続することを希望するなどの理由をお聞きしております。

高齢者の増加とともにそれぞれのライフスタイルも多様化しております。健友連合会への加入が進まない背景には会員の減少があります。個人会員の減少は以前に比べて就労を継続される方がふえたこと、また、趣味やニーズの多様化などにより、地域での活動より個人の活動を重視する方がふえていることなどがあるのではないかと考えております。

そうした中で、健友連合会としても加入促進月間を設け、脱会された単位クラブや個人会員に対して再加入に向けた取り組みをさせていただいておりますが、なかなか思うように進まないのが実態でございます。

健友連合会に加入することは必ずしも必要ということではございませんけれども、少しでも多くの知り合いをつくっていただくことや、市全体の健友連合会活動が活性化するように、今後とも加入促進に向けた取り組みや、魅力ある活動、組織づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） お答えの内容は現状分析にとどまっているなあということを感じました。

私も身近にそういう例を見て、いろいろ相談を受けたんですが、やはり役員への負担が非

常に大きいと。市の行事に出る割り当てが来るとか、あるいは助成金の報告書をつくるのが大変だとか、具体的にそういう項目が上がっているんですよ。

じゃあ、健友連合会をどう見るかですけれども、やはり健康寿命を延ばす意味では非常に大切な組織であるし、対象者もどんどんふえていますので、もっと現場の意見をもう少しくみ上げて、いろんな具体的な提案をして組織拡大をしていただければと思います。以上です。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 今いただいた御意見等も踏まえて、引き続き努めていきたいと思っております。

○委員長（可児慶志君） 次へ行きます。

○委員（富田牧子君） 58ページの自立支援等給付事業です。

児童デイサービスの許認可監督権限は県にありますけれども、多額の給付費を支出している市にも会計監査の権限はあるというふうに思います。きちっと監査は行われているのか。

前に童思館の例もありました。本当にそういうことがないようにしていただきたいと思えますし、また、就労継続支援A型に1億1,941万円の給付費が支出されている。これが適正に使われているかどうかは、どのように監査をするのかで伺いたいと思います。

先般、県の当局と交渉したときに、放課後等デイサービスと就労継続支援A型にはやはり問題があるということも、そういう人ばかりではありませんが、かなり問題があるところもあるということは県のほうも認めていらっしゃるので、市としてもこれだけ多額のお金を支出しているのですから、実態把握を強めていただきたいと思えます。

○福祉課長（大澤勇雄君） 富田委員の質問にお答えさせていただきます。

これまで市は、新規事業所が開設された場合に訪問し、聞き取りによる事業所の状況の確認等を行っておりますが、監査に至った事例はありません。

独自の取り組みとしては、平成28年度には放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、相談事業所、福祉課と意見交換会を開催し、事業所に対して障害者差別解消法福祉事務所向けのガイドライン、障害児通所支援の資質の向上及び障害児通所給付等の通所給付決定に係る留意事項についてを周知いたしました。

会計監査については、市が単独に指導することは論理的には可能ですが、指定権限がなく、具体的な事業所の情報を有していない市が、給付の観点からのみで指導することは十分な効果を上げることは困難と考えております。そのため、市は指導権限を有する岐阜県と情報交換を密にするとともに、県の実地監査に同行を申し入れ、監査に必要な観点、ノウハウを学ぶことから始めることを検討したいと考えております。

給付については、国民健康保険連合会が給付申請に係る審査を行い、警告とエラーが提出されます。それについては市が内容を確認して、不明な場合は事業所に聞き取りなどを行い、確認し、支給決定をしております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 意見交換会をやったということですのであれですけど、県の監査に同行すると言われても、3年に一遍しか県の監査ってそれぞれのところに回っていかないと思うんです。そういうことで本当に実態がつかめるかどうか非常に疑問ですけれども、やはり

もっと独自にやることはあると思います。この前の日中一時支援もそうですが、今はもう日中一時支援はそれほど多くはありませんけど、やっぱり何千万円というお金が出ているわけですから、そのことはもっともっと実態把握を強めていただきたいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○福祉課長（大澤勇雄君） 先ほどお答え申し上げたように、今、意見交換会というような形でまずは事業所との接点を持たせていただきました。また、やはりそういった顔の見える関係を今後も築いていきながら、また、親御さんたちからもヒアリングを行うような形で、今後は情報収集と指導の面について十分配慮してまいりたいと思います。

○委員長（可児慶志君） 続きまして、14番。

○委員（山根一男君） 同じく、自立支援等給付事業のところになります。

短期入所というのがあります。

短期入所の利用者は71人と、昨年の支給決定者160人よりかなり少ないにもかかわらず、支給額は約647万円ふえて、約2,599万円となっている。その理由は何でしょうか。

○福祉課長（大澤勇雄君） 山根委員の質問にお答えさせていただきます。

平成26年度の報告には、支給決定者数とあるように、短期入所については障害者福祉サービスの利用を申請されたものについて支給決定を受けた人数を記載しており、実際に利用しなかった方も含めて記載しております。

平成26年度の実利用者については、人数としては55名で、延べ利用日数は2,652日ございました。平成27年度は利用人数で71名で、延べ利用日数は3,114日でございます。17%ほど伸びておりますし、利用日数が増加したことで金額も増加しております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） それでは62ページ、重点事業点検報告書は26ページになります。

平成25年から比べて、相談件数・回数が2,780回から1.8倍の約5,110回にふえています。

平成27年度より新規事業として始まったが、今後も相談件数は増加する傾向にあり、平成28年度もうなぎ登りのようだが、今後の体制強化は不可欠であると思うが、いかがでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） お答えいたします。

家庭相談事業につきましては、事業の組みかえによって平成27年度分から新規事業というふうになっておりますけれども、従前は予算では児童福祉一般経費に含まれていたものでございました。

まず、相談件数につきましては、委員おっしゃられるとおり、年々増加の一途でございます。少し重点事業点検報告書より前になりますけれども、平成23年度は2,000件を切った1,953回でございましたけれども、平成27年度は5,110回ということで、5年間で倍増以上しております。また、支援が必要な家庭の相談が長期化かつ内容が複雑化しております。相談員1人当たりの年間の回数が1,277件ほど、1日当たり大体平均で5回の相談を受けているというような感じになっております。このため、家庭相談に対応するため、平成27年度に正職員

で社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った職員を1名増員いたしました。

また、日々の記録をとっていくということが非常に重要な作業でございます。これに結構な時間を費やしていたわけなんですけれども、平成27年度に母子保健事業で活用しています健康カルテというシステムに家庭相談の記録日誌を追加する形でシステム開発を行いまして、ことしの4月から本格運用をしているところでございます。事務の効率化を図り、労働時間の短縮を図るとともに、保健センターとの情報を共有して、今まで以上に横の連携を密にした相談体制の整備をしたところでございます。

しかしながら、相談件数については今後もさらに増加し、内容は複雑化していくことが予想されます。平成30年度に完成する子育て拠点施設といったところも見据えながら、さらなる支援体制の整備強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） 今、社会福祉士1人と臨時職員2人が対応しているというような話だったと思うんですけれども、体制的にはもう十分対応できているということではないですか。

○こども課長（高井美樹君） もう1人母子保健の関係の相談員もおりまして、現実的には相談員3名と正職員1人の4人が基本的には相談を受けるという形になっております。実はこの中には児童扶養手当の対象の方、いわゆる母子家庭の方が児童扶養手当を担当している職員に相談をしたりだとか、それでいろいろな相談の窓口というのはずっと担当制をとっておりますけれども、新たに出てきているものは一時的に、例えば児童扶養手当の担当が受け付けたりということをやっております。これから先ふえてくるものに対して、先ほど申し上げましたとおり、年間で1,200件以上の件数を受けているというようなことでございますので、先々やはり人員配置的には厳しくなってくるというふうに思っております。

ただし、平成27年度に正職員が1人専門家が配置されたという部分では、何とか今はやれているというような状況になっています。

○委員長（可児慶志君） 続いて、16番。

○委員（川上文浩君） それでは、62ページの私立保育園等保育促進事業です。

新園が平成29年4月に開園したとしても、3歳未満の待機児童の解消にはつながらないのではないのでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） お答えいたします。

現在、老人福祉センター可児川苑の敷地の一部に、社会福祉法人村の木清福会が平成29年4月に開園するはぐみの森保育園を整備しております。

このはぐみの森保育園の認可定員というのは102人でございます。そのうち3歳未満児は40人ということにしております。平成27年度には帷子保育園で7人の増加、それから小規模保育園が2園開園いたしまして38人、3歳未満児で増加しております。また、現在、広見東地区においても小規模保育所の整備が進んでおり、プラス19人が何とか来年の4月にはできるのではないかとということで、はぐみの森保育園と合わせまして合計で3歳未満児の定員が104人増加してきております。

この整備に対しまして、過去の3歳未満児の入園児童数の推移を見ておりますと、ちょっ

と細かくなりますが、平成26年の4月1日では428人、平成27年4月1日が452人、平成28年4月1日が497人と、2年間で3歳未満児が69人増加しております。平成29年の4月時点では、3歳未満児の待機児童というものについては、今の状態で行けば発生はしないというふうに見込んでおります。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、年度途中から3歳未満児さんは入所を希望されて入ってこられますので、この保育ニーズの増大が、我々が予想をもっている以上に進んでいるというのは事実でございます。この増加を見ながら対応を進めてまいりたいというふうを考えております。以上です。

○委員長（可児慶志君） 次、入ります。17番。

○委員（川合敏己君） 資料ナンバー4の62ページ、こんにちは赤ちゃん事業です。

予算に対する執行率は約7割です。

訪問員が不足しているのか、希望者が少ないのか、主な理由についてお願いいたします。

○こども課長（高井美樹君） こんにちは赤ちゃん事業につきましては、5人の育児経験豊かな訪問員が、おおむね生後4カ月を経過した第2子以降の乳幼児宅を訪問して、育児に関して気楽におしゃべりをしながら、心配事だとか困り事、そういったものに相談に応じて、こういった窓口があるよとか、こういった機関があるよというものを紹介しております。

そのほか、簡単な身長とか体重の測定なんかも一緒にやっておりますけれども、予算につきましては、この2人目以降の出産数というのを根拠に予算を積算してきております。年々この2人目、3人目の人数に差異があるというようなことで、予算どおり執行できないということが例年起きておりますけれども、訪問員が不足していて回れなかったということではございません。

ただし、毎年10件から20件程度、どうしても赤ちゃんにお会いできない家庭というのがあります。こういった御家庭については、ポストに入れたりとか電話で後ほど帰ってきてからフォローをしたりとかそういったもので、子育て支援の情報等を提供しております。

こういったことで、こども課としてのつながりはできるだけできるように努力をしておりますし、最終的ににお会いできなかった赤ちゃんにつきましては、保健センターの3・4カ月健診で赤ちゃんとお親の様子を確認できるというようなふうにしております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

本当に一生懸命やっただいていただいていると思うんですが、確かににお会いできない家庭にむしろ問題があるのかもしれない。そこは全て乳幼児検診等で拾い切れているのかどうか、お願いいたします。

○こども課長（高井美樹君） 保健センターのほうの健診で大体過去を見ていてもほぼお話ができると、検査に来ているということです。

先ほど申し上げましたとおり、4月から本格稼働しています健康カルテというものの健診のところに子ども課と両方で確認できるような仕組みになってきましたので、さらに横のつながりが強くなってきたというふう考えております。

○委員長（可児慶志君） 続きまして、18番。

○委員（川上文浩君） 64ページです。

キッズクラブ運営事業。待機児童の今後の見通しと対応策。

○こども課長（高井美樹君） お答えいたします。

待機児童ということでございます。

今年度、残念ながら通年の申し込みの方で7名、それから長期、今回は夏休みですね、41人の待機が出てしまいました。

この待機児童の対策といたしましては、夏休み臨時キッズクラブを勤労者総合福祉センターLポート可児の和室に開設いたしまして、うち待機児童14人がここを利用されました。また、5・6年生の方が中心に待機児童になっているわけなんですけれども、こういった方への対応ということで、各地域にある公民館のロビーとかを共用スペースとして使わせていただきたいということをお願いして、子供たちが気軽に公民館に来て、そこで数時間なり過ごせるような形をとってきました。それから、夏休みの行事も参加しやすいように関係機関で配慮してもらおうなど、子どもの居場所づくりに取り組んでまいりました。

通年入所につきましては、例年、夏休みを過ぎますと徐々に退室される方が出てきます。こういったことで、通年の待機については現状と定員を見ながら対応してまいりたいと思っております。

また、来年度以降につきましては、特に低学年の入室率が急増することが予測されます。一部の学校では、今年度から既に入室率が40%を超えております。今後も低学年を中心に入室児童数が増加する見込みであるため、引き続き教育委員会と施設的な協議の場を持ち、特別教室とか少人数教室、それから臨時教室を借用するようなことで進めてまいりたいと思っております。また、国の補助金もうまく活用しながら、定員をふやすための施設の増改築等も含めて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（可児慶志君） 続きまして、19、20の酒井委員から。

○委員（酒井正司君） 同じ事業です。

指導員の慢性的な不足に対処した賃金単価の見直しと、放課後児童支援員のポスト創設の効果と、今後の展開をお聞かせください。

○委員（板津博之君） 重点事業点検報告書30ページにも書いてありますが、放課後児童支援員のポストを創設して、どのような効果があったのか。

○こども課長（高井美樹君） お答えいたします。

まず、賃金単価のほうでございますけれども、キッズクラブの指導員の業務の大変さということの評価すべく、平成27年度に賃金単価の見直しを行っております。リーダーの指導員については単価を50円引き上げて1,000円から1,050円、それから保育士とか教員資格等を持っている者については920円、それからそのほかの指導員については890円ということで、10円ずつの単価引き上げをいたしました。

その他に、新たに指導員のサブリーダーと、それから岐阜県、国のほうで進めております

放課後児童支援員の認定研修を受講し、その資格を取得した者を放課後児童支援員と位置づけまして、それぞれ時給を1,000円と950円といたしました。

この放課後児童支援員につきましては、ポストというよりは資格取得による職能給的に設けたものでございまして、どちらかというとな新たに設けましたのはサブリーダーというポストを設けております。

放課後児童支援員の研修につきましては、平成27年度から県が主体で実施され始めました。4日間朝から夕方まで丸々研修を受講する必要があるということで、できる限り可児市の指導員がこの研修を受講しやすくしたいということで、私も県庁のほうに出向きまして、この研修を可児市で準備、お手伝いを一生懸命やりますということで、何とか昨年度も今年度も可児市で開催できるということにこぎつけました。おかげさまで、可児市から昨年だけで32人の指導員がこの研修を受講して、認定を受けております。

この放課後児童支援員になったことによって、どういった効果があったというところがございますけれども、この研修は、まずはリーダー、サブリーダーというのが優先的に受講しております。学童保育を体系的に学び、放課後児童支援員の目的や制度、それから子どもの発達理解などを学ぶことで、キッズクラブの運営に生きてきております。特に、受講者が各クラブ、大体3人ぐらいずつ受講しておりますので、いろいろなトラブルが日常茶飯事で起きております。こういった中で、研修の内容を参考にして、同じ視点で指導員が話し合いをしながら、放課後児童支援員の資格を持った者はそこで得た知識等をうまく使いながら、より円滑なキッズクラブの運営につながっているというふうに感じております。

また、今後につきましては、この放課後児童支援員の研修を全指導員受講するというところでやっております。賃金単価の見直しにつきましては、民間会社の賃金とか、ほかの市町の児童員の賃金単価の動向を見ながら検討をしてみたいというふうを考えております。以上です。

○副委員長（高木将延君） 資料ナンバー4の69ページ、母子健康診査事業です。

不用額が1,100万円ほどありますが、妊婦健診の受診減ということでございます。後半受診されない方はいろいろ事情があるかと思うんですが、定期受診されていない方、これの全体からの割合を教えてください。

また、受診勧奨をされるということですが、母子手帳交付時以外の受診勧奨はどのようにやっていくのか、教えてください。

○健康増進課長（井藤裕司君） 定期受診されていない方の割合はというふうにお伺いされておりますけれども、まず、この妊婦健康診査は、安全な妊娠経過の確認と異常の早期発見に努めるため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を14枚交付し、医療機関にて健康診査を受けるよう勧奨しております。

その受診状況についてですが、平成27年度に発行した受診票の利用実績については、まだ現在も利用されている最中ですので確定できません。そこで、平成26年度の実績について利用状況を見てみますと、母子健康手帳交付においていただいたその時期により、

個々の受診の進みぐあい違いますので、必ず1枚目から全ての受診票を利用されるというふうには限りません。また、今おっしゃられましたように、出産の状況によって早産や予定日より早い出産となると、受診票を使用せずに出産となるため、必ずしも全員が14回分を全て使用するとは限らない状況です。

したがいまして、定期受診をしていない妊婦さんがいるということで不用額が出ているわけではなく、14回分の受診票を全て使用しないで出産に至っている人がいるためということでございます。以上でございます。

済みません、もう一つ。

受診勧奨の具体的な手段についてということで、先ほど委員さんのほうからもおっしゃられましたように、母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票を配付してその利用方法を説明し、その必要性などをしっかりとお伝えして、受診を勧奨しております。また、心配なケースの方などには、訪問時に適正な受診をしているかどうかの確認をし、受診勧奨を行っております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 次へ行きます。

○委員（板津博之君） ページが飛びますが、94ページの教職員住宅管理経費です。

旧春里教職員住宅の草刈りを行ったとのことだが、今後、適正管理の観点から解体するなどの計画はあるのか。

○教育総務課長（細野雅央君） 現時点で解体する計画はございません。やはり、解体する以上はその後の跡地利用が決まってから行うべきであろうというのが、市の考え方でございます。

御存じのように、当該用地は非常に使い勝手が悪いというか、3方を民有地に囲まれていて、西側に非常に細い、幅員の狭い道路、その西側にさらに矢戸川が流れていて、その北の十字路の交差点にその道路が行き着くというところで、非常に行きにくいということで、そういう背景がございます。

そこで、当面の有効活用として、例えばいろんな施設で保管すべき物品などの保管場所として活用できないかということもあわせて考えているところでございます。以上です。

○委員（板津博之君） 以前、防災まち歩きでその周辺を歩いたんですけども、やっぱり草が生い茂っていますと、犯罪の温床にならないとも限りませんので、なるべく利活用という観点から、そういった倉庫がわりということも考えられているようですので、しっかりとやっていただきたいと思います。

○教育総務課長（細野雅央君） 利活用についてはおっしゃるとおりです。

それから、草刈りについては、今年度におきましては環境整備員の方2人をいわゆる臨時職員として働いていただいておりますので、適時適切に草刈り等をして、環境が悪化しないように努めているところでございます。

○委員長（可児慶志君） 次、23番。

○委員（野呂和久君） 96ページ、教育研究所事業経費です。

教職員の資質、能力向上のための講座について、ICT実践講座（3回）とあるが、今後のIT機器を活用した授業を想定したものと考えてよいか。

○学校教育課長（梅村高志君） お答えします。

まず、昨年度、教育研究所が実施しましたICT講座の概要について御説明します。

講座には各小・中学校の情報教育担当者が参加をいたしました。各回の研修テーマは、パソコンや記録媒体などの適切な管理方法の徹底についてなど、スマホ等の普及により増加する情報トラブル等への対処について、各校に備えつけてある電子黒板や実物投影機などの有効活用の実践交流というものでした。

したがいまして、昨年度の3回の講座は教員の授業改善の視点を含んでおりますが、将来新たにIT機器を導入することを前提とした教員研修という位置づけではございません。以上です。

○委員長（可児慶志君） じゃあ、次へ行きます。24番。

○委員（酒井正司君） 112ページです。

学校給食センター運営経費。

給食費滞納で裁判所へ申し立て総額260万6,000円に対し、収入額72万5,000円強。

差額の内容と対策を教えてください。

○学校給食センター所長（山口好成君） お答えいたします。

学校給食費の滞納対策につきましては、再三の請求や納付指導に応じていただけなかった長期及び高額滞納者への対応として、平成26年度に2世帯、平成27年度には15世帯に対し、御嵩簡易裁判所へ支払いを求める支払い督促の申し立てを行いました。この申し立てを行いました17世帯のうち9世帯から分割払いを希望する異議の申し立てがございましたので、訴訟に移行し、口頭弁論を経て分割で納付する裁判上の和解が成立いたしました。また、1世帯からは市に対し直接分納の申し出がございましたので、和解が成立しています。

収入額72万5,868円は、この10世帯との和解決定により毎月分割で納めていただきました平成27年度分の収入となります。毎月納めていただいております納付額は毎月5,000円から3万5,000円と各世帯によって異なってまいります。平成29年度中には完納できる計画となっております。

ちなみに、この分割払いにより平成28年度分の収入見込み額は約123万円となっております。

なお、和解決定をした以外で口頭弁論を欠席し、判決が確定しました1世帯と、仮執行宣言つき支払い督促においても異議の申し立てのなかった6世帯に対しましては、確定判決に基づき弁護士から支払いを求める請求を行っております。それでも納付に応じていただけない世帯に対しましては、債権差し押さえ命令の申し立てを行い、給料や金融機関口座などの差し押さえを行っていく考えを持ってございます。現在、訴訟代理人弁護士と何を差し押さえる対象とするのか、調査を進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 次へ行きます。25番。

○委員（伊藤健二君） 115ページです。

国保年金課、国民健康保険事業特別会計です。徴税費。

昨年度実績から見て、増加が27万円となっています。加入世帯数に大差はない模様ですし、督促状や催告書の輸送代、郵便代を平成27年度予算では100万円も過大に予算化したわけですが、これは実績との関係ですけれども、①番、年次比較で滞納者の現状はどうでしょうか。徴税の成果は上がっているのかどうか、お尋ねをします。

次に、②滞納差し押さえ延べ件数は745件と国民健康保険税の場合は聞いています。1件当たりの金額は幾らぐらいになるのでしょうか。

ちなみに、国民健康保険新聞による平成26年度国民健康保険医療費の中の滞納処分の実施状況については、全国で34万、岐阜県の場合で11万5,000円という状況にあります。それと比べまして、可児市における差し押さえ滞納処分の金額はどういう傾向にあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○国保年金課長（高木和博君） それでは、伊藤健二委員の、まず①年次比較で滞納者の現状はどうか。徴税の成果は上がったのかについてお答えをいたします。

滞納者の現状でございますが、平成26年度は2,681人、平成27年度は2,382人でありまして、比較しますと299人ほど減少しております。滞納割合でも、平成26年度が17.90%であったものが1.81%減の16.09%であり、滞納割合も年々減少している状況となっております。

徴税の成果としましては、滞納者の方と接触をする機会を確保いたしまして、生活実態等を把握しつつ適切な納付相談や納付指導を行うことで担税力を上げることに心がけて業務を行っております。その結果、滞納者数、滞納割合の減少と、現年と滞納繰越分を含む収納率も79.01%から79.11%と上昇しておりまして、一定の成果はあったと考えております。

次に、滞納差し押さえ額の1件当たりの金額は幾らか。岐阜県は11万5,000円だが、それと比べて可児市での金額は増加か、減少傾向かについてお答えいたします。

差し押さえ件数は、平成26年度724件から平成27年度は745件とふえております。差し押さえ1件当たりの単価は、平成26年度は5万4,673円、平成27年度は4万8,990円であり、平成27年度の区市町村国民健康保険の1人当たり差し押さえ金額の平均11万5,000円と比べますと、可児市は県平均約2分の1程度の差し押さえ額でありまして、年々減少しております。

先ほどもお話ししましたが、今後も滞納者の方と接触する機会を多く確保いたしまして、生活実態を考慮した納付相談を通しまして担税力の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員（伊藤 壽君） 同じく国民健康保険事業特別会計、116ページですが、一般被保険者療養給付費です。

被保険者数は減少しているが、医療費が増加している理由は何か。

○国保年金課長（高木和博君） 伊藤壽委員の、被保険者数は減少しているが、医療費が増加している理由についてお答えいたします。

一般被保険者数は減っておりますが、高額な薬価、医療の高度化等さまざまな要因により、

1人当たりの医療費は上がっております。

平成26年度と平成27年度を比較しますと5.9%押し上げておまして、それが医療費の増加の要因と考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 済みません、125ページの介護保険の特別会計のところですが、介護サービス費のうち予防介護サービスと福祉用具購入費については対前年度比マイナスとなって、その原因として介護報酬の改定と、それから一部2割負担の導入がされたということが影響したというふうに説明されましたが、具体的にどのように影響したのかということ詳しく説明をしていただきたい。

また、平成27年では、要介護3以上でないと特別養護老人ホームに入ることができなくなりました。こうした制度改悪のために特別養護老人ホームに申し込んでも入れなかった人は、実際にはどのぐらいいたのか。また、補足的給付が受けられなくなった人はどれぐらいいたかということをお教えください。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 介護予防サービス、予防介護サービス費でございますが、前年度比マイナスの7.1%となっております。内訳を見ますと、前年度、平成26年度に対して大きく減となっているサービスは率の大きいほうから、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護つき有料老人ホーム、それから通所リハビリテーション、通称介護というような順番になっております。

大きいほうから、特定施設入居者生活介護費は、率でいいますと37%ほど減額となっておりますが、年間の延べ利用件数が135件から115件というふうに減少していることから、これが一番の原因であったのではないかとこのように考えております。

次に、通所リハビリテーションでございますが、率にしますと約20%減となっております。こちらのサービスについては、利用件数自体は増となっている中での減でございますので、これは制度改正によるものが影響しておると考えております。報酬改定による減額幅、金額については正確に把握することは困難でございますが、基本報酬自体がマイナスの23から25%となっていることから、このサービス費においては大部分は報酬改定によるものであろうと考えております。2割負担導入による影響額は、このサービスでは30万円ほどございました。

次いで、通所介護、デイサービスでございますが、平成26年度比で6%ほど減額となりました。こちらも利用件数は伸びている中での減額でございますので、通所リハビリテーションと同様に基本報酬自体こちらのサービス費でも基本報酬はマイナス20%程度となっておりますので、このことが要因となっているものと考えております。2割負担導入の影響額は60万円ほどございました。

以上のように、介護予防のサービス費では、個々のサービスではプラスとなっているサービスもございますが、先ほど説明させていただいたような減額幅が大きいサービスがあった影響で、全体で前年度比7.1%の減額となっております。

それから、福祉用具購入費も減となっておりますが、こちらでは利用件数は前年度と大き

く変わらない状況でございます。また、報酬単価には直接これは関係がございません。2割負担の導入も結果的ではございますが、影響額はございませんでしたので、減の理由は単に個々の購入なされた福祉用具の購入単価、品目による差であったものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所申し込みの関係でございます。毎年調査を実施しておりますが、平成27年6月時点で待機者の数は465名でございました。このうち、要介護1・2の方が152人という状況でございます。一方、平成28年4月、本年の4月調査をいたしますと、待機者が239人、全体ですが、大きく落ち込んでおります。このうちで要介護1・2の方は21人と、こちらも大きく数字は減っております。これは昨年の調査時点では、制度は昨年4月に変わったわけですけれども、各施設で入所申込者の精査といいますか、再確認がまだ不十分な中での調査であったものというふうに認識しております。1年かけて各施設において申込者に対し、再度の意思確認とか、介護度の調査、介護の必要度合いの調査等を行われまして、申込者の数字としては大きく減るというような状況になったものと考えております。

御指摘のように、今回の改正によって要介護1・2の方の入所は原則できないということになりましたが、認知症や障害の状況など、在宅生活が困難な方に対する特例入所という方向は認められております。制度が変わる前も、要介護1・2の方で入所なさっていらっしゃる方は同様程度の問題があった方であると考えますと、今回の制度が変わったことから入所できなくなったというようなことではないものと考えておりますが、明らかな数字の把握は困難でございます。

なお、地域包括支援センターのほうで各ケアマネジャーからのお話等を総合しまして、制度が変わったことで介護1・2の方で困ってしまったという方は、昨年1年間の中でそういった報告は上がってきておりません。

次に、補足給付の状況でございますが、毎年8月に補足給付の認定者の更新をいたします。昨年の7月の更新前の認定者は872人でございました。更新の申請案内をこれらの方々へ送付したわけでございますが、この中で家族の課税状況でありますとか預貯金額により認定されなかった方は25名でございました。なお、申請なさらなかった方々について、その理由を全て把握はできない状況でございます。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 関連で質問のある方。

○委員（伊藤健二君） 済みません、今の福祉用具の購入費の部分なんですけど、市のほうから配られました平成28年度「可児市の社会福祉」の74ページに、介護（予防）給付費の平成27年度の介護給付費は次のとおりですということで紹介してあります。74ページ、上から中段に福祉用具購入ということで574万5,000円弱が紹介されています。

今、ここでもとの報告にあります127ページの介護用品購入助成費、金額でいいますと2,022万9,000円余、この数字との関連を、わかりましたら教えてほしいんですが、ちょっと500万とか、表示は基本的には同じだと思うので、同じ項目を指しているんじゃないかと思うんですが、よろしくお願いします。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 今御指摘の可児市の社会福祉の74ページ、574万4,965円は、資料ナンバー4の決算実績報告書でいいますところの125ページの一番上の介護サービス等経費の中の表がございますが、表の下から3つ目の行に福祉用具購入費がございますので、そちらに574万4,965円という数字が出てございます。

今御指摘のあった2,000万円ほどの数字は、資料ナンバー4決算実績報告書でいいますところの127ページの2つ目の事業の任意事業の中の介護用品購入助成費ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 制度が年々変わっていくという側面もあってわかりが悪いんだけど、今御指摘の返答で出してくれた500万円の数字はここですよ。

だから、介護給付費の部分と任意事業とで分けて書いてあるということで、2,000万円の内訳も明快に書いてあるので、それはそれでいいんだけど、介護用品の購入助成費というのと、この介護があるかないかだけで区別しているという理解をしなきゃいけないということですか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 済みません、福祉用具の購入費につきましては介護サービスの中での福祉用具購入に当たる助成でございます。介護保険のサービスの1品目でございます、主には入浴用のチェアとか、お風呂の手すりでありますとか、ポータブルトイレ、そういったものの購入に対する経費でございます。

それから介護用品の購入助成費につきましては、介護サービス費とは別に市の独自事業といたしまして、紙おむつ等用品の購入に当たる経費を助成させていただいている事業でございます。

○委員長（可児慶志君） 次、2つは関連しますので、お願いします。

○委員（田原理香君） 資料番号が4、126ページで、包括的支援事業です。

重点事業点検報告書におきましては98ページです。

地域ケア会議で出された意見は、解決に向けて地域で反映されているのか。

○委員（勝野正規君） 127ページの地域包括ケアシステム推進事業です。

重点事業点検報告書は99ページです。

若葉台ほか、4地域で地域ケア会議を実施し、地域課題を抽出されたが、今後それらを重点方針、高齢者の安気づくりにどう反映させていくのか。以上です。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 地域ケア会議につきましては、昨年度若葉台地区で3回行いました。

この中で、若葉台というところは地域の活動が大変活発に行われているわけですが、出された意見として、地域サービスがあっても使い切れていないんじゃないかとか、介護の関係者、特にケアマネジャーとの連携が少し不十分ではないか、また、横の連携が不十分、それから、介護サービスだけでは十分じゃないので、地域のサービスも同時に提供していくことが必要だねというような意見でありますとか、地域住民の方々は介護の仕組みが案外わからない、これはわからないといっても普通のことかなあと思うんですけども、やっ

ぱり難しくわかっていないよというようなことなど、そんな課題が見えてまいりました。

そこで、今年度は地域で行われている地域のサービスと介護サービス、医療というような分野がございますが、医療は少しちょっと先送りをして、地域の方々と介護サービスの結びつきに重点を置いて、お互いのサービスの学習会や、介護と地域の連携がしっかりできるような連携の仕組みづくりを行っていく方向として、現在進めているところでございます。

今言います地域サービスと介護サービスの連携の道筋が立てば、在宅医療との連携をそこに加えていくことで包括ケアシステムの形ができてくるのではないかと、そんなふうにご考えておるところでございます。

また、広見地区においても数回の会議を実施する中で、広見においては予防活動の必要性を感じ取っていただくなど、意識の変化はあったものと思っております。その結果、各サロンにおけるK体操の実施でありますとか、認知症予防のためのコグニサイズの学習会などにつながっていったものと思っております。

他の3地区においても、それぞれ地域における課題が見つかり、その課題解決に向けた取り組みが行われるように支援していきたいと考えておりますが、やはり地域の方々が将来に向けて、地域の方々自身が不安を感じて、その解決のためにみずから行動しようというような機運がないと、その後の展開につながっていかないものではないかというふうに思っております。そのためには、多くの市民の方に参加していただくことや、回数を重ねていくことが現在の課題であるというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（可児慶志君） 以上で、事前質疑による質疑は終了いたしました。

追加で質疑をされる方、ございましたら。

○委員（大平伸二君） 済みません、ちょっとお聞きしたいことがありまして。

生活困窮者自立支援事業のところなんですけれども、無料職業紹介事業を行ってみえるようで、現在登録は6社という話をお聞きしましたが、事業者またはどうやって募集をかけてみえるのかということ、後で結構ですので教えてください。

○福祉課長（大澤勇雄君） 個別の相談員がおりますので、その方が蓄積された事業所のノウハウがあります。そういった方たちから求人をしていただき、今そういった紹介所というか、相談を行っているというような状況でございます。

また、具体的な社については、後ほど大平委員のほうにお伝えさせていただきたいと思っております。

○委員長（可児慶志君） ほか、よろしいですか。

○委員（渡辺仁美君） 先ほどの酒井委員の学校給食費滞納の方の訴訟費の差額の御質問で、ちょっとお尋ねします。

そのお答えの中で、これは金額についてはいいです、支払いの意思のない方が裁判訴訟に進むというのは、そこは別としまして、分納を希望される保護者の方が2つパターンをおっしゃって、1つは市へ直接申し入れをされた。もう一方は裁判所へ直接申し立てをされたとのことですが、その関係、事情やらあると思うんですけれども、訴訟のほうに行か

ずに分納という支払いの意思がある人については、同じく市役所への申し入れで済んだのではないかという、その辺の背景がお尋ねしたいです。

○学校給食センター所長（山口好成君） お答えいたします。

支払い督促の申し立てを行った中で、いわゆる保護者のほうから、一括で支払われないので分割で納付をさせてくださいという形で裁判所のほうに異議申し立てをされた方と、それから、支払い督促の申し立てを各御家庭のほうに裁判所のほうから送付されますが、その時点で直接市のほうへお見えになって、この場合で行きますと、総額を2回でお支払いしたいというお話がございましたので、裁判での異議申し立て、いわゆる訴訟のほうに移らずに、その前で、いわゆる申し立てをうちのほうからは取り下げをして和解をしたというケースが1件ございました。以上でございます。

○委員（田原理香君） 先ほどの緊急通報システムの設置においてでございます。

私自身、この緊急通報システムの設置のおかげで非常に助かりましたことがありました。

新たに、例えばひとり暮らしになられた方、また、状況の変化でこういう設置が必要かと思われる方におきましての進め方というのは、どこでどういうふうに行われているのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 現在の状況としましては、民生児童委員を通じて申請に至るケースが大半でございます。ただ、民生児童委員を通じないといけないわけではございませんので、御家族の方とか親族の方から、直接市のほうへ申し込みをいただくということでもよろしいかというふうに思っております。

○委員長（可児慶志君） 以上でよろしいですか。

それでは、各会計決算についての教育福祉委員会所管に関する質疑を終了いたします。

執行部の皆さんは退席していただいて結構でございます。暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（可児慶志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今までの質疑を含めまして、第3分科会において提言取りまとめをしていただく内容についての、皆さんのほうから御意見がございましたらお伺いをいたします。

○委員（板津博之君） キッズクラブ運営事業ですけれども、通年で7名、それから長期で41名が待機児童となっていたということで、もちろん指導員の確保、それから施設、空き教室等々の施設整備、国からの補助も当て込んでいるということですので、次年度予算でしっかりとその辺を担保していただいて、待機児童がなくなるような運営をしていっていただきたいと思います。

○委員長（可児慶志君） 関連で、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

まず1点出ました。

次、ほかの方はございますか。

○委員（山根一男君） 生活困窮者自立支援事業について、結構質問が相次ぎましたし、先ほどの職業紹介といったのは、この任意事業ではなくて、恐らく社会福祉協議会としての活動だと思うんですけども、ぜひ任意事業も含めまして今後の展開について、議会としても注視していきたいというところで、何らかの提言ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（可児慶志君） わかりにくいので、もうちょっと簡単に。

○委員（山根一男君） そうですね、当市としましては必須項目だけはやっているんですけども、学習支援とか職業紹介の事業とかは他市に比べてまだできていないというか、今のところ検討課題とおっしゃっていましたが、それは社会福祉協議会のほうだと思いますが、この辺の展開について、やはりこういう法律ができて、実際に生活困窮者の方がいらっしゃる、相談の件数も結構あるということから見て、もう少しこれについてもさらに力を入れて、結果的に生活保護の世帯が減っていくということが目的になってくると思いますので、そういう点を、委員会でもやりますけれども、また提案したいと思います。

○委員長（可児慶志君） ほかに。

よろしいですか、生活困窮者自立支援事業について。

○委員（富田牧子君） ちょっと山根委員の発言をもう一遍教えていただきたいんですけど、結局、可児市は任意事業をやっていないので、一時生活支援事業と学習支援事業を行うように委員会で提言をしたらどうかというお話ですか。

○委員（山根一男君） そうですね。そこも視野に入れた形でこの事業をさらに進めていただきたい。生活で困っている方が少しでも回避できるような形でやっていただきたいという提言になればいいかなあとと思いますが。

○委員長（可児慶志君） 詳細な部分は第3分科会で検討してください。

○委員（川上文浩君） 私は家庭相談事業なんです。

ヒアリングしたときには相当大変で、今もうもたないような話をされていたんですが、きょう答弁がちょっと違って、何とかできるようなことを言われていたんですが、現状、平成28年度も相当件数があって、人員的に大丈夫なのかなあとという懸念があるということと、やはり漏れてしまって何か起こってからでは遅いので、重大な虐待に至らなかったということも重点事業点検報告書にはありましたと、防げたということもあるので、ここを少しちょっと、本当に今の体制でできているのかどうかということを分科会のほうで少し調査してもらえるとありがたいなあとと思います。

○委員長（可児慶志君） 体制整備の強化というようなことで御意見がございました。

そのほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

以上の意見、簡単に取りまとめをお願いします。

○副委員長（高木将延君） それでは、3点ございました。

キッズクラブ運営事業につきまして、指導員の確保と施設整備等を担保していただきながら待機児童を減らしてほしいということと、2点目、生活困窮者自立支援事業において、任意事業も含めて進めていってほしいということ。3点目、家庭相談事業で人力的等、今の体制で本当に大丈夫なのかということを再度検証してほしいということです。以上です。

○委員長（可児慶志君） ただいまの副委員長の取りまとめをもとにいたしまして、9月16日に開催する第3分科会におきまして、教育福祉委員会所管の提言案をまとめていただきますように、よろしくお願いします。

その後、9月21日の予算決算委員会におきまして、各分科会の会長より報告をいただきますので、よろしくお願いします。

以上で本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしましたので、これで会議を終了させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は御苦勞さんでした。

閉会 午前11時31分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月12日

可児市予算決算委員会委員長